

【表紙】

| | |
|-------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年 8月29日 |
| 【会社名】 | 日新製鋼株式会社 |
| 【英訳名】 | Nisshin Steel Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 三喜 俊典 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内三丁目 4番 1号 |
| 【電話番号】 | 03(3216)5511(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部資金チームリーダー 三宅 康秀 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内三丁目 4番 1号 |
| 【電話番号】 | 03(3216)5511(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 財務部資金チームリーダー 三宅 康秀 |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | 一般募集 9,436,994,000円 オーバーアロットメントによる売出し 1,476,141,000円 (注) 1 募集金額は、発行価額（会社法上の払込金額）の総額であり、平成26年 8月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年 8月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第 1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|--|
| 普通株式 | 8,435,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株 |

- (注) 1 平成26年8月29日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成26年8月29日(金)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から1,265,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は一般募集とは別に、平成26年8月29日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,265,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成26年9月10日(水)から平成26年9月16日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額(会社法上の払込金額であり、以下同じ。)にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|---------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | - | - | - |
| 一般募集 | 8,435,000株 | 9,436,994,000 | - |
| 計(総発行株式) | 8,435,000株 | 9,436,994,000 | - |

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 一般募集は自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額は、平成26年8月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格 (円) | 発行価額 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株 数単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期日 |
|--|--------------|--------------|------------|--|-------------------------|-----------------------|
| 未定 (注)1、2 発行価格等決定日 の株式会社東京証 券取引所における 当社普通株式の終 値(当日に終値の ない場合は、その 日に先立つ直近日 の終値)に0.90~ 1.00を乗じた価格 (1円未満端数切 捨て)を仮条件と します。 | 未定 (注)1、2 | - (注)3 | 100株 | 自 平成26年9月17日(水) 至 平成26年9月18日(木) (注)4 | 1株につき 発行価格と 同一の金額 | 平成26年9月22日(月) (注)4 |

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年9月10日(水)から平成26年9月16日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.nisshin-steel.co.jp/ir/press/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 一般募集は自己株式の処分に係るものであり、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。

4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年9月8日(月)から平成26年9月16日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年9月10日(水)から平成26年9月16日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年9月10日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年9月11日(木) 至 平成26年9月12日(金)」、払込期日は「平成26年9月18日(木)」

発行価格等決定日が平成26年9月11日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年9月12日(金) 至 平成26年9月16日(火)」、払込期日は「平成26年9月19日(金)」

発行価格等決定日が平成26年9月12日(金)の場合、申込期間は「自 平成26年9月16日(火) 至 平成26年9月17日(水)」、払込期日は「平成26年9月22日(月)」

発行価格等決定日が平成26年9月16日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

5 一般募集の共同主幹事会社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(事務主幹事会社)、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社であります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社は需要状況の把握を共同で行い、また配分については協議の上行います。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

7 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

- 8 申込証拠金には、利息をつけません。
9 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年9月10日（水）の場合、受渡期日は「平成26年9月19日（金）」

発行価格等決定日が平成26年9月11日（木）の場合、受渡期日は「平成26年9月22日（月）」

発行価格等決定日が平成26年9月12日（金）の場合、受渡期日は「平成26年9月24日（水）」

発行価格等決定日が平成26年9月16日（火）の場合、受渡期日は「平成26年9月24日（水）」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

（3）【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

（4）【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------------|-------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 東京営業部 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 |

（注） 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|-----------------------|-------------------|------------|--|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 5,061,000株 | 1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 2,530,500株 | |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 843,500株 | |
| 計 | - | 8,435,000株 | - |

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 9,436,994,000 | 8,100,000 | 9,428,894,000 |

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 4 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年8月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,428,894,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限1,414,569,000円と合わせ、手取概算額合計上限10,843,463,000円について、全額を平成26年10月31日までに第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付・適格機関投資家限定)の償還資金の一部に充当する予定です。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|------------|---------------|--|
| 普通株式 | 1,265,000株 | 1,476,141,000 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から1,265,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.nisshin-steel.co.jp/ir/press/>）（新聞等）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年8月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 売出価格（円） | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金（円） | 申込受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|------------|--|------|-------------------------|---------------------------------|----------------|----------|
| 未定 (注)1 | 自 平成26年9月17日(水) 至 平成26年9月18日(木) (注)1 | 100株 | 1株につき 売出価格と 同一の金額 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の本店及び全国各支店 | - | - |

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成26年9月24日（水）であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から1,265,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,265,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年8月29日（金）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が割当先とする当社普通株式1,265,000株の第三者割当による自己株式の処分（本件第三者割当）を、平成26年9月29日（月）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年9月24日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。

（注）2）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引に関して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、みずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

（注）1 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,265,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一の金額とする。 |
| (3) 割当先 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 |
| (4) 申込期間（申込期日） | 平成26年9月26日（金） |
| (5) 払込期日 | 平成26年9月29日（月） |
| (6) 申込株数単位 | 100株 |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年9月10日（水）の場合、「平成26年9月13日（土）から平成26年9月24日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月11日（木）の場合、「平成26年9月17日（水）から平成26年9月24日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月12日（金）の場合、「平成26年9月18日（木）から平成26年9月24日（水）までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月16日(火)の場合、「平成26年9月19日(金)から平成26年9月24日(水)までの間」となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による当社普通株式の発行並びに平成24年10月1日開催の当社取締役会において導入が決定された「株式の大量買付けに関する適正ルール(買収防衛策)」に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社株式の交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク **日新製鋼株式会社** を記載いたします。
- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1．募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - *1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年8月30日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年9月10日から平成26年9月16日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - *2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - *3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2．今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.nisshin-steel.co.jp/ir/press/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。ただし、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成24年10月1日から平成26年8月22日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成24年10月1日付をもって株式会社東京証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R及び株式売買高については該当事項はありません。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益(連結)}}$$

平成25年4月1日から平成26年3月31日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成26年4月1日から平成26年8月22日については、平成26年3月期有価証券報告書の平成26年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

（平成25年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。）

なお、当社は平成24年10月1日付をもって株式移転により新たに持株会社として設立されたため、平成24年3月期の連結財務諸表を作成しておらず、1株当たり当期純利益の数値も存在していないため、平成24年10月1日から平成25年3月31日については、P E Rを表示していません。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年2月28日から平成26年8月22日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

| 提出者(大量保有者)の氏名又は名称 | 報告義務発生日 | 提出日 | 区分 | 保有株券等の総数(株) | 株券等保有割合(%) |
|---------------------------------|------------|------------|-------------------------------|-------------|------------|
| 日新製鋼株式会社 (旧商号:日新製鋼株式会社) | | 平成26年4月3日 | 訂正報告書 (注)1 (注)2 (注)3 | 730,748 | 0.67 |
| 日本金属工業株式会社 | | | | | |
| 日新製鋼株式会社(旧会社名 日新製鋼ホールディングス株式会社) | 平成26年4月1日 | 平成26年4月3日 | 大量保有報告書 | 9,750,528 | 8.88 |
| 日新製鋼株式会社 (旧商号:日新製鋼株式会社) | 平成26年4月1日 | 平成26年4月3日 | 変更報告書 (注)1 (注)2 | 0 | 0.00 |
| 日本金属工業株式会社 | | | | 0 | 0.00 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 平成26年8月15日 | 平成26年8月21日 | 変更報告書 (注)4 | 3,548,228 | 3.23 |
| 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 | | | | 133,300 | 0.12 |
| 日興アセットマネジメント株式会社 | | | | 629,800 | 0.57 |

(注)1 日新製鋼株式会社(旧商号:日新製鋼株式会社)及び日本金属工業株式会社は共同保有者であります。

2 提出義務者である日新製鋼株式会社(旧商号:日新製鋼株式会社)は、平成26年4月1日付で日新製鋼ホールディングス株式会社(平成26年4月1日付で日新製鋼株式会社に商号変更)を存続会社とする吸収合併により消滅したため、吸収合併存続会社である日新製鋼株式会社が提出したものであります。

3 当該訂正報告書は、平成24年10月4日に提出(報告義務発生日 平成24年10月1日)された大量保有報告書の訂正に係るものであります。

4 三井住友信託銀行株式会社、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社は共同保有者であります。

5 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第2期（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）平成26年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第3期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）平成26年8月8日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月29日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年8月29日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年8月29日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがある。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1)災害、事故等に起因する事業活動への影響

製造所をはじめとする当社グループの事業所において、台風・地震・津波等の自然災害、電力・用水等ユーティリティの供給停止、又は新型インフルエンザ等の感染症蔓延など、当社グループによる制御が不能である事態が発生した場合には、事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

また、事故及び突発的な事象等（火災事故、設備事故、労働災害、システム障害、品質問題、情報流出等）の防止対策には万全を尽くしているが、万一重大な事故及び突発的な事象等が発生した場合には、事業活動に支障が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

(2)製品の販売価格及び販売数量の動向

当社グループの販売している鉄鋼製品の販売価格及び販売数量は、最終消費財の需要、国際市場の動向や競合他社との競争等の影響を受け、特に、主要な需要分野である自動車、建材、電機の需要動向に大きく影響される。

製品の販売価格及び販売数量の変動は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

(3)原材料及び燃料の価格並びに需給の動向

当社グループが生産する鉄鋼製品の原材料及び燃料（鉄鉱石、石炭、重油、電力、ニッケル、クロム、モリブデン等）の価格並びに需給、また、その輸送に係る海上運賃は、国際的な市況や需給動向に大きく影響される。

原材料及び燃料の価格並びに需給や海上運賃の変動は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

(4) 為替相場の変動

当社グループの原材料及び燃料の調達、販売等の営業活動、海外事業等による外貨建資産及び負債は、為替相場の変動の影響を受けている。

なお、当社は為替予約等を実施しているが、変動リスクを完全に排除することは困難であり、為替相場の変動は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

(5) 金利の変動

当社グループは有利子負債を保有しているため、金利の変動、その他金融情勢の変化は、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。なお、借入金の一部については特例処理の要件を満たす金利スワップ取引を利用している。

(6) 投資有価証券の価値下落

当社グループは市場性のある株式等を保有しており、当連結会計年度末における投資有価証券残高は約1,220億円である。また、投資有価証券の他に株式、債券等で構成される年金資産を約730億円保有している。

株式市場の動向が投資有価証券の価値に影響を及ぼすため、株価に変動があった場合には、保有有価証券に評価損が発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 退職給付債務の変動

当社グループの従業員退職給付費用及び債務は、割引率等数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待収益率に基づいて算出される。

実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

(8) たな卸資産の価値下落

当社グループが保有しているたな卸資産について、収益性の低下に基づき資産価値が下落した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

(9) 固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価の下落等に基づき資産価値が下落した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

(10) 環境規制の影響

当社グループは事業活動に関連して発生する副産物、廃棄物について、国内外の法規制を遵守し、的確に対応している。将来、二酸化炭素の排出規制等、環境規制が強化された場合には、当社グループの事業活動が制約を受け、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性がある。

なお、当連結会計年度末時点では予測できない、国内及び海外の政治・経済状況の変化をはじめとする、上記以外の事象の発生により、当社グループの経営成績及び財政状態が影響を受ける可能性がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日新製鋼株式会社本店

（東京都千代田区丸の内三丁目4番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。